

徳島県規則第七十二号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十二月二十六日

徳島県知事 後藤 田 正 純

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十四年徳島県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

「  
被保険者等の  
記号及び番号  
」を「  
被保険者等の  
記号及び番号  
」に改める。

様式第十九号中「次」を「次」に「続柄」を「続 柄」に「被保険者証」を「被保険者」に「保健上」を「保健上」に「その」を「その」に「住宅」を「住宅」に「本人」を「本人」に「性別」を「性別」に「該当する」を「該当する」に「健康状況」を「健康状況」に改める。

様式第三十三号中  
「  
社被  
会保  
険者  
」を「  
社被  
会保  
険者  
」に改める。

様式第三十五号中  
「  
社被  
会保  
険者  
」を「  
社被  
会保  
険者  
」に改

様式第三十八号中  
「  
社被  
会保  
険者  
」を「  
社被  
会保  
険者  
」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。